

第三十八回国会 大蔵委員会議録 第三十号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君
理事伊藤 五郎君 理事嶋田 宗一君
理事黒金 泰美君 理事細田 義安君
理事毛利 松平君 理事有馬 輝武君
理事平岡忠次郎君 理事堀 昌雄君

岡田 修一君 金子 一平君
簡牛 九夫君 田澤 吉郎君
高田 富與君 永田 亮一君
藤井 勝志君 米山 恒治君
佐藤觀次郎君 田原 春次君
広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君
武藤 山治君 安井 吉典君

出席國務大臣 迫水 久常君
出席政府委員
總理府事務官 大來佐武郎君
(經濟企画庁総 合計局長)
總理府事務官 曾田 忠君
(經濟企画庁総 合計局長)

大蔵政務次官 大久保武雄君
大蔵事務官 西原 直康君
(理財局長)
委員外の出席者
總理府事務官 赤澤 璋一君
(經濟企画庁調 整局調整課長)

大蔵事務官 塩崎 潤君
(主税局税制第 一課長)
通商産業事務官 伊藤 三郎君
(企業局長)
専門員 坂井 光三君

四月二十四日

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出第一八六号)

特別税理士試験制度存続に關する請願外四件(久保三郎君紹介)(第二七七三号)
同外一件(松原喜之次君紹介)(第二七三八号)

同(横山利秋君紹介)(第二七三九号)
同(川上實一君紹介)(第二八二三号)
同(志賀義雄君紹介)(第二八二四号)
同外一件(谷口善太郎君紹介)(第二八二五号)

同外二件(山内広君紹介)(第二八九六号)
同(徳島県議會議長内藤茂右衛門)(第七三三号)
同(香川県議會議長大久保雅彦)(第七三二号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二八二二二号)
同(島本虎三君紹介)(第二九九四号)
同(山内広君紹介)(第二九九五号)
身体障害者用車両の課税減免に關する請願(賀屋興宣君紹介)(第二八一九号)

酒造密造防止対策に關する請願(木村守江君紹介)(第二八二六号)
所得税より教育費控除に關する請願(肥田次郎君紹介)(第二九〇五号)
証券取引法の一部改正反対に關する請願(川村雅義君紹介)(第二九九三三号)

四月二十日

揮発油税等の引上げ反対に關する陳情書(京都市上京区釜座丸太町上ル京都府貨物自動車運送協会長高田新吉)(第六九〇号)
勤労者住宅建設促進のため厚生年金還元融資を拡大に關する陳情書(福岡県議會議長野見山清造)(第六九一号)

同(徳島縣議會議長大久保雅彦)(第七三三号)
同(香川県議會議長大久保雅彦)(第七三二号)
中小企業に對する厚生年金還元融資制度改善に關する陳情書(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第七八〇号)

本日の會議に付した案件
大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に關する特別措置法案(内閣提出第一五七号)

稅理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六〇号)
所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出第一八六号)

○足立委員長 これより會議を開きます。
所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案を議題といたします。

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案
所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案
所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案

條約(以下「條約」という。)を實施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

第二條 所得税法第一條第二項又は第五項の規定に該當する個人又は法人(同條第六項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。)で條約第二條第一項(四)に規定するシンガポールの居住者であるものが支払を受ける條約第六條第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(当該居住者の同法の施行地にある條約第二條第一項(四)に規定する恒久的施設に歸屬するものを除く。)に對する同法第十七條、第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五(條約第六條第一項後段の規定に該當する法人が支払を受ける同項後段の配當に對する同法第十八條第二項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十)」とする。ただし、当該配當に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五又は百分の十に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

第三條 政府は、條約第一條に規定する法律は、所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出第一八六号)

第一條 この法律は、所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出第一八六号)

第一條 この法律は、所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出第一八六号)

第一條 この法律は、所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出第一八六号)

第一條 この法律は、所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國政府とシンガポール自治州政府との間の條約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案(内閣提出第一八六号)

するシンガポールの租税につき、シンガポール自治州政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の賦託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。  
(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

- 1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。
- 2 第二条中所得税法第十七条及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当について、第二条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

理由

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約を実施するため、シンガポールの居住者が支払を受ける配当に対する所得税の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○足立委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官大久保武雄君。

○大久保政府委員 たいま議題となりました所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例に關する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今回シンガポール自治州政府との間に所得税及び法人税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承認を求めため、別途御審議を願っているものであります。この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提案することとした次第であります。

以下、この法律案の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず第一に、配当所得に対する所得税の税率の特例を定めることとしたしております。すなわち、現行の所得税法では、非居住者または外国法人が日本法人から支払いを受ける配当に対する所得税の税率は二〇%になっておりますが、今回の条約により、シンガポールの居住者である個人または法人が支払いを受ける配当で日本国内にある恒久的施設に帰属しないものに對する税率は一般の一五%をこえることができず、特にシンガポールの法人が日本法人の議決権ある株式の二分の一以上を直接または間接に所有しているときには、一〇%をこえることができないこととなっておりますので、

この条約の規定を受けて、この法律案では、これらの場合における所得税の税率を、前者にあつては一五%、後者にあつては一〇%とすることにしているものであります。

第二に、シンガポールの租税の徴収につき必要な事項を定めることとしたしております。今回の条約により、租税条約によつて認められる軽減その他の特典がこれを受ける権利のない者によつて享受されることがないようにするために、日本、シンガポール自治州兩政府は相互に相手国の所得税または法人税を徴収することができることになっておりますので、これに基づき、わが国におけるシンガポールの租税の徴収は、シンガポール自治州政府からの賦託に基づき、国税徴収の例によつて行なうこととする等、所要の規定を設けることとしていただいております。

最後に、今回の条約の実施に關して必要な手続その他の事項は、条約の規定の趣旨に従い、大蔵省令でこれを定めることとしておるのであります。以上、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律案の提案理由及びその内容を申し上げますが、何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○足立委員長 これにて提案理由の説明を終わりました。

○足立委員長 次に、税理士法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はございませんか。――御質疑がないようですから、これにて本案に對する質疑は終了いたします。

○足立委員長 なお、本案につきましても、直ちに採決に入ることといたします。お諮りいたします。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたします。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

で、その資金としてドイツからマルク債として約一億マルク借款をしたいというに伴う法案でありますけれども、その土台となりまして大阪周辺の開発という問題と日本の今後の経済及び当面したいろいろな設備投資との関連について、少しお伺いをいたします。

○追水国務大臣 国民所得増進計画というものは、国民総生産を十三兆円、これは昭和三十五年の価格に直しますと大体十三兆六千億ということになると思ひますが、それを基礎にして計画を立てております。それに対して現実の姿というものは、昭和三十五年の国民総生産は十四兆三千億を若干上回りはしないかと思ひますが、少しレベルの高いところからスタートいたしておりますので、その意味から申しますと、国民所得増進計画の全体の基礎が上がつて進行している。従つて、そういう意味におきましては、高い立場から出発していくことに考えますと、国民所得増進計画の七・二%というのではなしに、上がつた基礎から考えて、やはり当初三年九%くらいの成長をしていく過程にあるものだと実は判断をいたしております。

○堀委員 そういたしますと、こちらに出されておられますところの最終年度のいろいろな目標がありますが、この目標年次におけるいろいろな金額とい

は、その資金としてドイツからマルク債として約一億マルク借款をしたいというに伴う法案でありますけれども、その土台となりまして大阪周辺の開発という問題と日本の今後の経済及び当面したいろいろな設備投資との関連について、少しお伺いをいたします。

いますか、こういつたものは、ただ一応書いてあるだけだ。実際には基準年次がこれだけ変わっておるわけですから、この数自体はほとんど全部書き直さなければ意味がないという程度のもに理解をしてよろしいのかどうか。そこを一つお伺いしたいと思います。

○追水国務大臣 たとえば、昭和四十五年、二十六兆と書いてありますが、それは昭和三十年年度の価格で想定しているわけですから、現実には価格が少し上がった、上がりがつある状況においては、当然二十六兆以上の数字がそこに出てくるわけでございます。そのほか、先ほど申しましたように、十三兆六千億からスタートするつもりのものが十四兆三千億。これは昭和三十二年年度の価格に直したらどのくらいになるか、十三兆七、八千億になるのではないかと思いますが、そういう意味において、書いてあるだけとはいえない言葉がどきどきついでですが、そういうどきどきついでを言われると困るのです。それはおのずから修正して、修正と申しますか、読みかえていくべきものと考えておられます。

○堀委員 数の問題については、私が書いてあるだけという強い表現をとっておりますのは、大体昨年私は、予算委員会の分科会で、菅野さんにお越しをいただいて経済見直しについて少し議論をいたしました。この経済見直しというものが、まさに私に言われる書いているだけではないかと思われるようなことが、ほとんど毎年起きておるわけなのです。一体何のために経済見直しというものを作っているのか、私実はよくわからないのです。そうすると、十年先のものを書いたということ

の意義いかにありやということをお私非常に感ずるのです。その差が一分から五分以上というくらいのことでありますならば、それでも相当大きな差がでますが、まあ十年先の見直しについて書くことも不可能ではないと思えます。しかし、一年、二年と最近の状態で、とても五割そこの差差ではない。倍くらいの誤差が出てくるようなことになって、十年先の——実際ここに書かれたいろいろな指数、特に本日の設備投資等を見ましても、すでに伝えられるところによると、十年先の設備投資目標は三兆六千二百六億円で、その三兆六千億にこようじゃないかというよりなこと、これはまさに書いてあるだけであつて、そうすると一体これは何のためにこういう作業をしたのかということ、どうしても私一回何ってみたかったです。大体こういふ作業といふものは、やはり全体のバランスでものを見るということが土台になつておるのではないのでしょうか。いろいろある政府投資にしろ、民間投資にしろ、住宅投資にしろ、あるいは貯蓄にしろ、あらゆるもののバランスが実は経済見直しであり、十年計画の最終目標であらうと思つて、その点と個々の問題とは一体どういふふうにか考えておられるのか。

○追水国務大臣 国民所得倍増計画といふものの性質ですが、私たちの認識は、日本の経済においては、お労働の余力が十分にある、その余った労働力に對してもし働かざるが提供されるならば、そこに生産が起こってくるであらう、そういうような状態があるならば、今後民間人の経済の意欲も相当強

いから、おそらく余つた労働力を働かせるだけの設備がだんだん拡充されていって、十年たつたかたたい間に生産が倍くらいまでにふえてくることは当然予想される、日本の経済にはそういう潜在的な能力がある、こういふ判断のもとに、しからば、それを、野放図に何も目標を示さずに各企業のめいめいの手探りと勘でやらせるよりも、一つの目標を掲げて、所得が倍になつた場合における各産業間のバランス、あるいは所得が倍になる場合における民間の投資と政府の行政投資とのバランスは一体どういふふうにあるべきか、そういうようなことを想定をいたしまして、一つの道しるべ、目安をつけ、その目安によつて政府は計画的にそれを実行していく。民間はその目安をにらんでそれぞれ立場でもって企業の努力をしていく。その道しるべにするつもりで、この所得倍増計画といふものができたのであります。従いまし

従つて、その書いてあるものだけは、ちゃんと読みかえをしていけば、なかなかこれは貴重な道しるべ、目安になるのじゃないか、こういふことが言えると思ひます。

○堀委員 価格の問題が出ましたから、私も全部を一つの価格に直すことはできませんから、この目標年次における三兆六千億といふものは昭和三十年年度の価格で一体幾らになるのか、一つ政府の方で答えていただきたい。

○大來政府委員 こちらの倍増計画は、すべて計算の基礎を三十三年度価格にとつておりますので、三十三年度価格は、ちよつと時間をいだけば換算いたしましたけれども、三十三年度から現在の三十五年度末の価格、この数字で換算すればほぼ比較できることになると思ふのであります。これは後ほどでよろしいでしょうか。

○堀委員 あとでいいです。それは、そのときついでにちよつと計算していただく都合もありましようから、お願いをいたしたいのですけれども、私の手元に今ございませぬのは、昭和三十年年度価格における実質国民総支出と国民所得の中に出ておられますのは、民間企業と個人住宅とを合わせたものがおそらく設備投資といふこととくらべておるのではないかと思ひます。その中で、これを一つ。本年度は、皆さんの方ではこれは三兆一千四百億になつていますけれども、これを一兆三兆六千億と直して、個人住宅四千億回を、一つ三十年度価格で、終りますますまでちよつと教えていただきたいと思ふのです。

その問題はちよつとあとに送りまして、もう一つお伺いしたいのは、工業立地の問題でありますけれども、この計画の中には次のように述べられておられます。ベルト地域のうち四大工業地帯の密集部への新たな工場集中は「原則として禁止又は制限する代りに、工業用水道、道路交通、住宅、下水道等の諸施設に對して追加投資を行なひ、再開発によつて生産の効率化と隘路の打開に努める。」こういふふうにならされておるのでありますけれども、四大工業地帯の集中化に對して工場集中は原則として禁止または制限する、きわめて強い言葉で表現がされておるのでありますが、これの受け取り方は一体どうなのか、承りたいのです。

○追水国務大臣 受け取り方というのはよくわかりませぬけれども、大体この通りに各行政庁が考へてもらうように私には思つておられます。

○堀委員 この通りだといふのなら私は非常にけっこうなんです、そうすると、この通りといふことを行政庁が考へるとして、ここで、最近の長官の発言なんです、設備投資が過剰であるかどうかの議論はますますおき、もし過剰であるとするならば、長官は、自主的な規制が望ましいのであつて、政府におけるそういう規制といふものは、行政指導といふものの必要がないといふことを、最近新聞紙上で承つておられますが、その点はいかがでしようか。

○追水国務大臣 過剰といふふうには思つてないので、少しスピードが早過ぎるということはお私言つておるので、それで、スピードが早い場合に、一行政的措置をとるのかどうか。た

と話をして悪いですけれども、私たちが今要するに、熱が少しあるぞ、微熱が少しあるぞということを書いておるのです。その熱があるからといって、その病人を連れていっていきなりふとんに無理に寝かせたり、あるいは頭の上に氷を載つたりすることが行政府だ、こういう意味なら、それは私たちがそういうことはしません。熱があるぞといへば、子供でなくて、大人である限りは、まあしばらく安静にしておるといふくらいなことは考え、それは当然自分で寝るだらうから、そういうことを期待しているというのが私たちの立場なんです。行政指導という言葉の意味ですけれども、頭の上に早く氷を載つければいいかぬじゃないかということを書いたって、相手は日本の財界の連中であつて、やはり良識を持つてゐる人たちですから、シカを追う者山を見ずというよきな愚かなことはしないであらうことを確信することを経済演説でも言いましたけれども、従つて、熱があるぞ、スピードが少し早過ぎるんじゃないかという警告は、今度ともちよいかちよいつもりでおりますし、現にしておりますが、それによつて民間の人たちにちゃんと自分で処置してもらおう、こういうことを期待しておるといふ立場です。

は、資本主義は本来的にやはり自由競争が原則でありますから、超過利潤を求めて拡大する傾向があることは、私が申し上げるまでもありません。超過利潤を求めようとする、一番地の利のいいところへ工場が集中して行くというのも、これは私は資本主義の原則だと思つてゐます。そうすると、皆さんの方では四大工業地帯への集中は原則として禁止または制限するという表現をなさつたのだから、それはその通りだと思つてゐるなら、何らかの行政指導なりをやらない限り、集中して行くのを避けることはできないのじゃないか。ほつておけば必ず集中する。今おっしゃる通りに、それは資本家の良識によつて日本の長い経済の中のバランスを見てやりましようなんという事は、私はなかなか競争の激しい時期には行ない得ないのじゃないか。そうしてみると、投資の量自体の問題とその動き方の問題と二面ありますけれども、第一面で、ある程度その集中を禁止または制限することになれば、やはり当然スピードにも関係してくると思つてゐます。ということ、集中されるところならば非常に問題は早く進みますが、おくれたところへ問題を処理しようと思へば、これはスピードがつかないのです。土地造成をし、それから社会的間接投資でもやらない限り、これはなかなか設備投資として実際に施策が出てこないということになれば、私は、この問題と今の設備投資の関連とは、一体の問題として受けとめるべきだと思つてゐます。だから、大臣が今そこで、これはこの通り、この額面通りだということならば、やはりもう少しはつきりした何らかの計画

画が出されてきて、少なくとも阪神工業地帯あるいは京浜工業地帯については、せめて年度別にはこの程度のスピードでこれ以上の拡大は困るのだというふうな目安がある程度出されていくべきじゃないかと思つてゐます。たゞ、事実上そういうふうになつていないというのが現状だと思つてゐます。たとえば大阪湾を一つとりましても、堺及び大阪南港はこれから理め立てる地域もかなりあるわけですが、石油工業一つにしても、競願になつて、あれをするか、これをするかということですね。これは名古屋においてもそういう状態です。あるいは京浜地帯においても競争が行なわれておる。ですから、そういうふうな点で、こういうよきな増進計画というものを提出しなつて、集中を禁止または制限するということの意思を明らかにしておるのならば、やはり私は政府側としてある程度のそういうことに対する責任があつていふのじゃないかと思つてゐますけれども、何らかの処置がとられておるかどうかが、よそでやる方は皆さん一生懸命何かやつていらつしやるよりだけども、集中して行くのをとどめる方法として、具体的に企画庁で何か考えておられますか。

○迫水国務大臣 実はただいま参議院の内閣委員会で上げていただいたのですけれども、今度は企画庁で地域経済問題調査会というのを、先般衆議院も通していただきました。設置をいたしますが、その委員会が一つの基本問題を考えていくことになると思つてゐます。具体的にどういふ行政措置をとるべきかという問題もそこで審議になるのだと私は思つておりますが、現在どういふ制度があるかという、やっぱり首都圏整備委員会とか何かの規制がある程度であります。なお、すぐに禁止または制限するといふのではなく、その方向をとるのであります。これは、建設省でも、通産省でも、あるいは自治省でも、例の広域都市の問題とか、いろいろな産業というものの調査をして企画庁に総合調査費もつきましたので、そういうような問題で一つこの際調査をして具体的な措置をきめていく、こういうことだと思つてゐます。現在は、ほんとうを言うと、ちよつと手おくれになつてゐるといふことは、率直に認めざるを得ないです。

○堀委員 実は、最近の土地造成は、土地造成にかかりましてから工場が完成するまでには四、五年かかるものが多いわけですね。実際は、こういうところでは点検をしてみますと、工業用水等の見通しについても、必ずしも五年先の見通しの上に立つて全部が計画をされておるわけではない。これは、京葉工業地帯ですか、こちらにおいても、私は同様な状態だと思つてゐる。ありますけれども、皆さんの方では、所得倍増計画の中では工業用水はこれだけ要するのだということを書いていらっしゃる。しかし、現実には、通産省の方で調べてみましても、あるいは建設省で見ても、今わかつておる工業用水等の見通しについては、私どもの阪神間においても、昭和四十二年までしか実は見通しが立っていない。ところが、土地造成その他に伴うところの工業の方は、昭和四十五年ぐらいいなつてどんどん生きてくるものに今から手をつけておるといふ段階になつておるわけですね。ですから、所得倍増計画は、なるほどこれまでの考えで十年というものは非常に長いような感じがしておりますが、現実には今の工業のマンモス化との関連で見ますと、十年というものは必ずしもそう長い期間ではない。そう長い期間でないところで、あなた方がこういうものを出してきていらつしやると思つて、そのうちにうしろの方でやると言つたつて、実際の効果が出始めてくるころには十年ぐらい過ぎてしまふ。ですから、この点については、今の設備投資が非常に過剰になつてくる面とあわせて、これはよほど政府は慎重に検討される必要があるのではないかと私は思つてゐます。特に私がちよつとお伺ひしたいのは、阪神間には防波堤を作るといふことが出されて、二千万円の調査費が本年度組まれておられます。これは、防波堤自体は非常にけつこうだ。しかし、防波堤を作ると、今度は内側を埋めてしまつて、さらにここに工業地帯を作りたいといふのがその裏側に書いてゐる。四千億円ぐらいい費用をかけてでもやつていきたい。今のようないふことがもし出てくるとすれば、この考えと全然相反するわけですね。そうすると、防波堤を作ること自体は、この内側にある現状のものをささえるためにも非常に有効だから、その点については私は反対しないわけですが、その防波堤を作ることイコールせつかく作ったものを内側を埋めようといふことになると、これは非常に重大な問題になつてくるのではないかと思つてゐる。企画庁としては、この問題を開発局の方でどの程度の見通しを取り組んでおられるのか。技術的の方

から伺って、長官のお考えを伺いたいと思ひます。

○迫水国務大臣 神戸から堺に至る大きな防潮堤のお話だと思ひますが、私は非常に興味を持っておりますので、私も、今度は調査費がつきました。しかし、それを内側に地面を作ったんじや、私は水が足りなくなるだろうと思ひます。一体どこでその水を作るつもりなのか。そういうようなことで、淀川の水を今後一体どのくらい使えるのかというのが実は水資源開発の重大なる要点であります。そういうことからいって、もうとても水がだめだという計算が出てくれば、埋め立て計画もやめになるのじやないか。それならば、無理に工場を作ったって、水がな

いのですから、まあそういうようなことが、ないが意見の紛じまいということになるのじやないか。実にだらしのない話で、もう少し行政的に指導した方がいいと思ひますが、行政的に申しますか、計画的にやった方がいいと思ひます。私は必ずしもそこに防潮堤を作ること自身がすぐに埋め立てという問題に結びつくとは今のところ考へておりません。

○堀委員 実は、この話が出てきたのは反対なんです。要するに、あそこを埋立地をほし、から外へ防潮堤を作らうというのが、関西経済同友会諸君の考へのスタートのようです。だから、私は、防潮堤ができることは、あの付近に重大な工業地帯もあることですから非常にけつこうだと思ひますが、そういう関連については、やはり政府があらかじめ少しはつきりした態度を表明する必要があるのじやないか。特にこの場合問題になるのは、淀

川水系には水があるのだということであるのだ。ただ使わなだけだといふ考へ方が実は横行いたしておるわけでありませぬ。しかし、この間建設省に

来てもらつていろいろ調べてみましても、なるほど琵琶湖の開発は今後の問題としては確かに問題があると思ひますが、今すぐ、三年、五年あるいは十年のうちに琵琶湖の開発をして、砂何十トンでも水が取れるという条件は

はおそくないのじやないかと私は思ひます。そうすると、やはり企画庁として、ある程度の、十年というよりは、現在

の段階にいくと、やはり二十年ぐらいの長計画期がないと、ここに水の問題については、そう簡単にはいかない

から、当然ここに禁止されるような表現が出てきたと思ひますが、そういう点で、道しるべとしても、ちよつとはつきりとした道しるべを

持たないかと思ひます。それを、片面で制限するの禁止するのと言つてみたところ、私はその点に非常に手ぬるいのではないかと、だから、少なくとも、今後における十年、十五年、二十年以後の見通しとしては、この地域における交通量はこれだけだ、輸送はこれだけだ、水はこれだけだ、という基礎的条件というものを、ただだけある程度明らかにされて、それに伴うところの土地の造成は少なくともこの範囲を越えての土地造成は無理だとして、そういう問題を私は企画庁として、もう少しはつきり出していただき

たいという。これは資本主義の原則ですから、その点は今後の問題として特別に考へて願ひたい、こういうふう

に思ひます。そこで、もう一つ伺ひたいの

ですけれども、ここで経済企画庁から出しているものの中で、現在先進工業地帯の投資が全体の七六・六%を占めて

いる、こういうふう

に新聞で拝見しておるわけですが、主要投資計画八千五百十二億円ですが、その中で主要な部分が七六・六%、これではまさに所得倍増計画とは相反する動きが出て

いると思ひます。これは新聞の伝えるところですが、企画庁としては一体どうなのか。○迫水国務大臣 それは、うちの調査局が何社かにアンケートを出しまして希望、計画を聞いた、そのまます集計したものだと思ひます。それを見て、集中度がひどいので、びっくりして、これは何とかしなければいかぬという

ような気持になつておる次第であります。

○堀委員 とまかく、その集中の問題について、今工場立地調査等の一部改正とかいろいろ出ておりますから、私

はその方向自体は非常にけつこうだと思ひますけれども、しかし今の程度ではこの集中を防ぐことはなかなか困難ではないか、もう少しそういう意味で

の行政指導といふ必要があるのじやないかと思ひます。そこで、私は、実は今ここに出ておられますいろいろな調査

で、どうも三兆六千億くらいになるのじやないかといわれ

ておるわけですが、自主調整とそれから

金融の引き締めと行政指導と、コン

トロールの仕方はこの三つしかないと思ひます。長官は、自主調整が望ましい、

こういうことをおっしゃつておるわけですが、

一体自主調整といふことが設備投資の際に可能かどうかといふこと

です。これは、長官はどうかといふ程度に可能だといふ判断の上に自主調整が望ましいとい

つておられるのかを、ちよつと伺ひたいと思ひます。○迫水国務大臣 少し露骨な答弁になつて言ひ過ぎるかもしれませぬけれども、実は通産省に資金部会といふものがございまして、そして鉄なら鉄といふものについて

の本年度の資金の配分をするような配分をするのじやないのですけれども、

そういう基準を作る一種の行政指導をする機関があるのです。実を言

うと、こんなものがあるから、自分の分け前をたくさん持たなくちゃいけないために、必要以上

に必要以上といひますか、出てきているのじやないか。完全に自由

に責任でやりなさい、こういうことをやつた場合には自主調整もおのずか

ら可能で、それから第一線のには、金融機関がそれを見て、行き過ぎた設備に対しては金融をしない。それは金融機関としては当然自衛的な立場からい

つても、そうあるべきなんです。この一線、二線が話がついてくるだろうと私は思つてお

ります。現在の日本の経済の制度が、完全な自由

といふこととはありませぬけれども、自由主義の部分に対して何か行政指導的なものがあることが、逆に自主的な調整とい

ふものを不可能ならしめておるのじやないか、

逆には自主的な調整といふものを不可能ならしめておるのじやないか、

逆には自主的な調整といふものを不可能ならしめておるのじやないか、

ますと、一体皆さんの言われる自主調  
整を希望するということが現実の  
問題として可能かどうかということ  
を考えて問題を見ていただかない  
と、理想論としてはそれはいろいろあ  
りうかと思ひますが、問題はもう今  
足元から煙が出かかっているという状  
態だと思ひます。

さつき微熱の問題をおっしゃったの  
ですが、医者はこつちが本職ですか  
ら、その微熱の対策は、今おっしゃるよ  
うにただ寝ていたらよろしいなどとい  
うことでは、やはり問題は解明しない  
のです。一体この微熱はなぜ起きてお  
るかというところをやはり分析をして、  
原因を突きとめなくてはならないので  
す、率直に言つてですね。そうすると、  
今の実際の微熱の原因は何か。私は  
やはり設備投資の増大ということが微  
熱の一番の原因だといふふうに思いま  
す。だから、微熱があるということな  
ら、ただともかく熱が下がるかもしれ  
ないから寝てなさい、これじゃ医者な  
らば要らないですよ。これはしろうと  
のあれです。しろうとなら、まあ熱が  
ちよつとあるようだ、少しからだだが  
るいから寝てましようというのもある  
でしよう。しかし、中には、この際  
ともかくやっておけば一もうけしなけ  
ればならぬといふので、熱があつたつ  
て無理してやるやつだつてあるでしよ  
う。そういうことがどう起こるかわか  
らないのですよ。そういう、今微熱  
が出ていますよといふ、熱があるかな  
いかを言つてやるのがやはり医者じゃ  
ないかと思ひます。この微熱は何か  
ら出てくるか。結構ですよ。結構なら  
ば寝ておつたらいいんですか。そう  
じゃない、やはりストレプトマイシン

の注射をしましよう、パスを飲みなさ  
い、栄養はこつしなさい、いろいろと当  
然科学的な判断に基づいた指示がある  
べきだと私は思ひますね。ですから、そ  
ういふ点で、私は、今率直に言つて、皆  
さんの態度はしろうと治療の範囲じゃ  
ないかと思ひます。微熱があるからま  
あ寝ていたらいいだらう、頭を氷で冷  
やせといふことは、もう昔のへぼ医者  
のやることである。そんなことは私は  
言わないのです。現在の科学的な医師  
といふものは、まず微熱の原因の分析  
をするところから始まつて、原因  
を明らかにしたら、原因に対処する方  
向をはつきり指示をしなければならな  
い、こつちいふふうに私は考えますが、  
その点について、今の自主調整との関  
係を見て、大臣はどういふふうにお考  
えになりますか。

○追水國務大臣 まあ私も全然しろう  
とのように考えませんが、現在の熱  
といふのは、結構だとかなんとかい  
う、ストレプトマイシンを注射する  
とかパスを飲むとか、そういう飲んだり  
注射したりしなければならぬよなこ  
とから出ている熱じゃない。まあ寝て  
いればなおるといふ医者の判断で実は  
言つたのですけれども、今あなたのお  
話で、率直に申しまして、自主的調整と  
いふことが可能であるか不可能である  
かといふことは、確かに容易ならざる  
問題で、判断は分かれてくると思ひま  
す。通産省の調整の助けをかりて弱い  
者がシニアをさらに拡大して行く。そ  
のために通産省の行政の力をかりるこ  
とがはたしていいのかわるいのか、そ  
ういふようなことにもやはり問題は触れ  
てくるのである。しかし、現実の問題  
としては、現在通産省がそういう設備

の調整をしておりますから、鉄は自分  
の思う通りであることを言つてきたから、  
四十年に四十五年の分までやつちやう  
よくな傾向が入つてくるけれども、だ  
れもそれをやれるとは思つていないの  
だといふこともみんな言つておりま  
す。従つて、そういう部分について  
は、行政指導によつてほどほどにい  
かし、全般的な原則としては自主的  
な調整が望ましい、そういうふうにか  
えておる次第であります。

○堀委員 望ましいといふことは当然  
なものです。それはそれが一番望ましい。  
資本主義社会ですから、何らかの外的  
な力によつてコントロールされるので  
はなく、自主的に、自分たちの企業  
の問題です。ですから考えるべきだと思  
ひますが、そうさせないのがまた私は逆  
に資本主義的な本質だと思ひます。  
そこで、今問題になつておる点で  
私が非常に問題があると思ひます。  
は、まず設備投資がどうも少し行き過  
ぎているんじゃないか。といふこと  
は、全般的な常識にすでになつており  
ます。そうすると、これをコントロール  
する仕方として、一応日銀が金融引  
き締めを四月から始めておるわけだ  
ね。国際収支の問題等があります。こ  
れは、総理大臣の出席を要求してお  
りますから、またあらためてやりま  
すけれども、いろいろな徴候を見て、最近  
誤つておるかといふことは、昨年の経  
済見通しで見ますと、三十四年度の生  
産者耐久施設は、三十四年度実績見込  
みで一兆七千九百億、初めの三十四年  
度の見通しでは一兆三千五百億だつた  
ものが、実績になりました。二兆一千億、  
最初の二兆三千五百億から結果まで

の間に約七千億余りの相違がある。  
五〇%ぐらい三十四年度自体は進  
みです。今度は三十五年度でありま  
すけれども、三十五年度は、当初三五  
年度見通しとしてお出しになつたのは  
二兆円でありましたけれども、今度の実  
績見込みでお出しになつたのは二兆八  
千五百億、四〇%進んでおる。私  
が最初触れましたように、設備投資に  
ついては毎年五%、一〇%の進みでは  
ないといふふえ方をここで急激にして  
おる反面、日本の国際収支の経常収支  
はだんだんと悪くなつてきて、ついに  
三十五年度では赤字になつておるとい  
うところになっておるわけだ。だから、  
私はやはり、こつちいふふうな異常な情  
況の見通しを四〇%も五〇%も上回る  
ようなこと、またことしだつておそら  
くここに皆さんがお出しになつた三兆一  
千四百億が三兆六千億、これは今そ  
うだと言つておられますけれども、実際  
は三兆四千億をこえるかもしれない。  
昨年、一昨年の経過から見ると、現実  
にこえるかもしれない。こつちいふこ  
とになりますと、これはやはり何らかの  
コントロールが必要になるだらう。そ  
のコントロールを今のようない日銀の金  
融引き締めでやらせる。本来なら公定  
歩合操作をやらなければならぬ。け  
れども、政府が低金利政策を一応お  
したところですが、これは上げられない  
から、これを据え置いたままでもやろう  
すれば、残つておるのは窓口で引き締  
める。窓口で締めたらどういふこと  
になるかといふと、弱い方に金がいか  
なくて、強い方に流れていくことになる。  
そうでなくとも、今の資金配分とい  
ふものは、上の強いものがたくさん取

て、弱いものに流れにくいという状態  
が、さらにここに勾配がついてくる  
といふことになる、やはり経済成長政  
策としてはアンバランスが起きてくる  
から、当然先について足が引っぱら  
れることになる。一体皆さんがこれを出  
しておられるのは、要するにアンバ  
ランスをくずさないために一応計画しておられ  
るのだと思ひます。こつちの部分  
についてだけ猛烈にアンバランスがくず  
れるのです。だから、こつちいふ問題につ  
いて自主調整でいくのが望ましいとい  
ふことでは、やはり責任があるのじゃ  
ないかと思ひます。これは通産省が  
現場としての直接の責任者になるの  
でしよう。一人ずつ呼び出すような格好  
で申しわけないのですが、通産大臣は  
通産大臣でまたあらためて来ていた  
くつもりですけれども、長官としては、  
見通し側のこれほどの狂いに対しては、  
経済企画庁は少しは何か責任を感じて  
いるのかどうか。こんなに進み見通し  
なら、私は、さつきちよつと触れたよ  
うに、書いても書かなくても大して変  
わりはないのだといふことになりかね  
ないのですが、一体どういふふう、こ  
の見通しの相違は。

○追水國務大臣 昭和三十四年度及び  
三十五年度の当初見込みも実績がら  
んと違つておる。いふことは、まこと  
にだらしないことではありまして、こ  
れは申しわけないと思ひますが、昭  
和三十六年度に關する限り、そんなに  
ひどいことはないだらうと私は今考  
えております。三兆六千億といふ数字は  
常識化してしまつて、前に三兆一千四  
百億と言つておつたのが三兆六千億と  
いふふうになりますと、二兆一千億、

が、三兆六千億までいろいろな指標を洗ってみますと、その可能性はないではないかと思えます。もともと計算の仕方ですから、三兆九千億という数字も出ないこともないでしょう、いろいろ計算してみます。しかし、三兆六千億というものになるかならないかという程度ではないかと今思っておりますし、これが生産力化する部分は、このごろの投資の実情からいまして、相当土地造成など長くかかるものにも入っておりますから、この三兆六千億という数字がそのまま生産力化してくるとも実は言えない。そこで、これも政府が何か統制的な措置をとり、あるいは日本銀行が公定歩合を引き上げ、政府が貿易の統制をする、そういうふうなことでもやったら、今度は逆にラッシュがますますひどくなる。そういう気がますますなってきたら、逆にラッシュがひどくなってきたら、取捨すべからざることになる。やはり企業の責任というものは企業体自身が負うものだという立場を堅持して、みんなその自覚のもとにやってもらうのが正しい、こう私は思っています。

○堀委員 言われることは正しいのですけれども、正しいことが現実には行なわれるかどうかという点ですね。さつきお願いした三十年度価格はできただけでしょうか。拝見した方が早いですが、今拝見いたしました。私、私がちよつと申し上げた三十六年度の三兆六千億と住宅四千百億は、テフレートしますと三兆九千億になるようにですが、昭和三十年を一〇〇として見ましたら、昭和三十年度が設備投資九百二十億円になっておりますから、そうするとこの倍率はおそらく六倍くらいに

当時からはふえてくることになるんじゃないかと思えます。ほかの個人消費とか、政府の經常支出あるいは政府の投資等の全体の昭和三十年からの伸びは、昭和三十四年においても実はアンバランスが著しくあるわけですね。昭和三十年を一〇〇とした指数を見て、三十四年度が二兆三千六百二十億円で、すかという点で、設備投資二五六一に對して、政府の投資一六九で、個人消費は二二七とか、全体とすると非常にこの伸び方というのにアンバランスがあつて、ともかく設備投資だけが一番先頭を切つて走つておる。それによつて実は国の好況がささえられておるといふことになっておると思つておる。結局、これはもう時期的に、これだけのスピードでトップを切つておること自体、やはり何らかのもう少しコントロールが総合的にされる必要がある。だから、私は、企画庁長官がおっしゃる通りに、自主規制が正しい正しその通りだと思つておる。そのことは新しく会長になつた方も、金融だけでそういう責任を持たされてはやりきれないという点を言つておられますが、實際金融だけでこの処理をするならば、中小企業に對しては大きなしわが今後及んでくることになるし、ともかくも政府が、あなたは今引き締めたりすることはかえつて逆な結果をもたらすはしないかと言われますが、油田さんを初めとして、もう大丈夫大丈夫だと言つておること自体も、はたしてそれでいいのかどうか。ともかく国際収支は心配ないと言ひ。これはまた、總理に御出席をいただいて、こまかい分析でお話をしたいと思ひます。

が、国際収支必ずしもそういうことではないことは、過去の昭和三十三年、三十四年、三十五年の経緯をずっと静かに調べてみれば、これはいい方向に進んでおるわけではない。結局、総合収支のいいのは、これは短期債権の増加が主体であつて、昭和三十五年においては長期的な収入についてはほとんど見るべきものはない。その長期的なものもどちらかという点インパクト・ローンその他のものがささえておるといふようなことであるならば、国際収支の面から見ても問題があるし、さらには、機械のいろいろな輸入につき、昨年私は予算委員会のとき機械の輸入は増加するだろうということを相当申し上げたけれども、そう大したことではないというのが野野さんのお答えでしたが、過去一年の経緯を見るに、今非常に機械の輸入というものが必要になっておる。大体今機械の日本の受注残高はどのぐらいで、今後これがどの程度に消化されるか、ちよつとそここのところだけでも一つ何つておきたいと思ひます。

○赤澤説明員 今の機械の受注残高の御質問でございますが、企画庁でとつております統計の百二十七社総合分でございますが、現在までの受注残高は、ことしの一月現在で九千五百十八億でございます。これは大体どの程度でございませうか、今の生産力でございますが、大体十一月から十二月までと思つておられます。○赤澤説明員 あとで数字を申し上げますが、大体十一月から十二月までと思つておられます。○堀委員 全体が消化されるのに約一年くらいかかるようですが、今の設備

投資の動向からして、機械輸入はなおしばらくは下からないという見通しを私は持つのですが、企画庁は一体どうでしょうか。○迫水国務大臣 当然機械の輸入はふえる傾向と私ども考えております。○堀委員 そういふことでおそろしく機械の輸入は下からない。過去においてもそういう方向だと思つておりました。が、やはり設備投資が予想以上に伸びるにつれて機械輸入というものは、どんどんふえておつて、やはり国内の生産財関係の機械のあれもだんだんふえてはきておりますけれども、なお追いつかないというところで、私はやはり今後の国際収支の中で大きな問題点がこの機械輸入のところにどうも残つてくるのじゃないか。それから、もう一つは、鉄鋼業自体の問題を見ても、最近鉄鋼業が非常に上がつてきましたけれども、やはりどうも過当競争があるというところのために、こういう問題についても国際収支の面で必ずしも望ましい条件がないのじゃないか。いろいろ見えておりますと、水かけ論になります。時間も過ぎるのようですから、あれにいたしますけれども、私はやはり、もう少し企画庁としては、日銀が引き締めておられるからいいだろうと、あるいは自主調整を期待するといふことではなしに、少なくとも昭和三十六年度における設備投資は三兆一千億に固定するのはいかどろか、これはまた別ですが、あなた方が一応試算された根拠があるならば、あるような一つ何らかの意見を發表する必要があるのじゃないか。見通しの方を変えな気が、経済見通しを要する気な気が、変えないのならはこちら辺に行く

べきだという意思を發表するか、どちらかの発言をする責任が私はあなた方にあるのじゃないかと思ひますが、企画庁の長官、この点は一体どうですか。見通しを要するの、変えなければこの線の一つやつてくれと言ひのか。○迫水国務大臣 実は、見通しというのは、ことしの四月から来年の三月までの見通しを作つたのでして、まだ第一月目の四月が済まないのです。そこで、しかも三兆六千億になりそうだとおけるいろいろなアンケートを取つたりなんかした結果なんでありまして、それを一年に伸ばしてみて、どうも三兆六千億になりそうだとおることを言つておる人がたくさんおるということなんです。それで、そこで急がれられが、それがさういふので、急に見通しを変えたり、大体三兆六千億になりそうだとおることを言へるような段階及び時期ではない。もう少し事態が少なくとも第一・四半期ぐらいは経過して、そしてほぼ現実の、たとえば鉄鋼の方の調整もつき、そういうふうなものがある程度具体的になつてから、第一・四半期が終つるか、あるいはお盆過ぎごろにもう一べんよく検討して、どうしてかいつかは狂つておるなというものが明らかになれば、それは変える場合もあるでしょうけれど、まだ始まつた二十日たつたばかりなのに、変えな気が言われれば、それは現在のとこでは変えませんと答へざるを得ないです。

○堀委員 なるほど始まつてから二十日間です。しかし見通しを立てられたのは去年の暮れなんです。それで

七

七

しょう。すでに去年の暮れから今まで四月月たった。去年の十二月における見通しと現状はずいぶん違ひのですね。国際収支一つにしても、おそらく昨年十二月に今のような経常収支の赤字は予想されておらなかったと思つておすね。これはおそらくここに出ておる皆さんの国際収支の見通しの上になかったと私は判断をします。そういふなかつた判断が交わつた格好です。に現実に出てきておる。だから、皆さんの方で見通しと実績見込みと実績と三本お出しになるですね。これはまた三つの間はずいぶん違ひているのでおすね。それが追いかけて追いついておるのか実績見込みというものの価値がないと思つておる。だから、私が申し上げておることは、なるほど今年度は始まつて二十日しかたつておりません。しかしこの見込みを立てたのは去年の十二月なんです。十二月から四月までの間に少なくとも一・四半期以上経過しておつて、それだけ実態の変化があり、この十二月はほんとうの見通しでしやうね。いろいろな計算から見た見通しでしやう。しかし今の設備投資の三兆六千億は十二月の見通しじゃないですね。これは明らかにいろいろな各々の計画その他に立つた見通しという事になつておる。だから、その点になると、あなた方が第一・四半期が過ぎてからなんという事になれれば、これはいつもの実績見通しを出すよりなことで、あとから追つかけるようになると思つておる。経済企画庁というものがそんな問題のうしろからついて歩くよじや、一体何のために政府に経済企画庁が置いてあるかさつぱ

りわからぬ。企画庁ですからね。大體実績行というふうな名前を変えるなら、経済実績行ならそれでいい。しかし、企画庁なら企画行らしく、やはり一歩前を歩いていただかなければ困る。そうなる、あなた方の責任として私が伺いたいのは、われわれの見通しとして三兆一千四百億は少し低きに失したかもしれない。しかし、少なくともそれが三兆三千億を上回る場合において、これは他とのバランスを失するといふような程度、ある程度どこかの目安が出されるのが正しいのか、あるいは三兆一千四百億で固定しておかないと他のバランスがくずれてくるから、少なくともこの線くらいの中で自主調整をはかるべきだといふような意思が発表されるか、何らかの方向を出されるのであれば、経済企画庁の存在なんというものは、百害あって一益なしというようになつておる。これを言いますが、もう少し企画行らしい御答弁をいただきたい。

○追水国務大臣 どうも見通しが悪かつたことは、三十五年度の、昨年の十二月に、ことしの三月までの三ヶ月間の見通しを立てるのに、それはひどく狂つてしまつておるのです。ことに貿易収支において一億二千万ドルの黒を予想したのが七千万ドルの赤と出てきたのですから、率直に言ひまして、これはシャッポを脱がざるを得ないのです。しかし、昭和三十六年度の設備投資の見通しについては、三兆六千億が今正しいのか、三兆一千四百億よりも、ある場合には若干という言葉を使いますし、ある場合には相当程度といふ言葉を使つておりましたが、上回つてくることになることだけは確実です。確実ですけれども、この限界が三兆六千億なのか、もっといくのか、それがちよつと現在ある資料では判断が實際しかねるのです。そこで、やみくもに大体三兆三千億くらいで押えてやろうかといふようなことは、責任のある経済企画庁としてはとてもできません。ただ、いかげんな見通しを立てておるというなら、大体三兆三千億としておいて、狂つたら直せばいいやと、天気予報と同じような場合にいかないのですから、そこはもう少し慎重に私たちがやつていきたい。ただ上回つてくることだけは事実ですから、その点はそのことで今鋭意一つ大體的確なところをもう一べん見通しをしないか。どうも少し狂つてきた。狂つてきたことは自覚しつ、さらに次のところを見て、それは非常に非常に極端な数字になつてきた場合には、私には實際はならないと思つておる。私のほんとうのことをいへば、三兆六千億になるかならないかといふところじやないか。これは私の勤めですから、根拠はないわけですが、全然根拠のない勤めではありません。靈感ではないのですけれども、若干の根拠のもとにそう思つておるのですけれども、それはなかなか事務当局と議論しても、いろいろ見解もありますから、もう少し事態を見て、そして企画行らしい処置をとりたい、こう思つております。

○堀委員 非常に慎重な御答弁でありませうけれども、やはり企画庁というものがあつて、見通しというものを、さつき申し上げたように、何となく書いてあるだけということにしたのでは困ると思つておる。見通しというものは、最初にあなたもおつしやつたように、バランスを考へて出したことになつておるでしやう。だから、バランスを考へるならば、周囲のバランスから見た要素といふものは常にあると思つておる。見通しの数をどれか一つこえることは全体のバランスがくずれることになるのですから、いろいろな周囲の国際収支なり物価なりのバランスから見たところの限界といふものを、あなた方がもう少し勇気を持って出さないと、率直に言つて、こんなものを毎年出してもらふ必要はないと思つておる。毎年出しただけで、三兆六千億をこえることはあるまいなんて今ごろ長官が言われても、これは何のために書いてあるかわからないことになると思つておる。そうではないかと、三兆六千億でいいのかどうかということが問題なんです。幾らふえるかどうかということ、今の資本主義の状態ではわからないうのですが、ふえては困る条件があるかないかといふところに問題があるのだらうといふことを、あなた方はもう少し責任を持った立場でおつしやらないおるなら、そのバランスのために書いておるならば、そのバランスが生きておる方向に考へていただく必要があるんじゃないか、私はどういふふうに思ひます。

時間がありませんから、今の問題は設備投資であります。重ねて最後に一つお願いをいたしておきたいことは、今東京湾において埋め立てをやつて外債を入れていきたいといふことになつていますが、外債を入れることは日本の資本量の足しになりますか。それか、外債を持って土地の造成をやつて、そこにさつき申し上げた集中をやつておるならば、所得倍増計画といふものはまさに何ら守られていかないということになると思つておる。今後の問題として、こゝろいふふうな四大工業地帯への集中等は原則として禁止または制限すると書かれた以上は、その書かれた趣旨を各々の関係で行政的に生かすことによつて、経済の円満なる発達を指導するようにお願いをいたしておきたいと思ひます。

○足立委員長 本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○足立委員長 なお、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。お諮りいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

なお、本件に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さつき決しました。次会は追つて公報をもつて御通知す



ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十三分散会

〔参照〕

税理士法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一六〇号)に関する報告書

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出第一五七号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年五月一日印刷

昭和三十六年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局